

告示で定めることが必要な事項

1. 連続受講に係る職業訓練受講手当の支給期間の厚生労働大臣が定める算定方法（案）

合わせて12（24）支給する連続受講の場合においては、当該連続受講に係る給付対象となる基礎訓練及び公共職業訓練について、その給付金支給単位期間のうちに端数が生じる給付金支給単位期間が含まれるときは、端数が生じる給付金支給単位期間における日数を合算し、当該合算した日数に応じて、次の給付金支給単位期間分を支給したものとして計算する旨を定めるもの。

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 28日以下 | 1の給付金支給単位期間 |
| ② 28日を超え、56日以下 | 2の給付金支給単位期間 |
| ③ 56日を超え、84日以下 | 3の給付金支給単位期間 |
| ④ 84日超 | 4の給付金支給単位期間 |

2. 通所手当（自動車等を使用する場合）について厚生労働大臣が定める地域（案）

地域の所在地の状況を勘案し、片道15キロ以上の自動車等の使用についての給付区分を設ける地域として、生活保護の級地区分1級地、2級地以外の地域がこれに該当することとなるよう、厚生労働大臣の定める地域を定めるもの。